

○沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例		平成5年10月21日条例第29号
改正		
平成6年12月27日条例第45号		
令和3年3月31日条例第21号		
令和7年3月31日条例第4号		
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例をここに公布する。		
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例		
目次		
第1章 総則(第1条―第4条)		
第2章 海水浴場(第5条―第8条)		
第3章 遊泳区域(第9条・第10条)		
第4章 催物の開催(第11条・第12条)		
第5章 プレジャーボート提供者等(第13条―第19条)		
第6章 勧告等(第20条―第22条)		
第7章 雑則(第23条―第30条)		
第8章 罰則(第31条―第33条)		
附則		
第1章 総則		
(目的)		
第1条 この条例は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。)を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。		
(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(1) 海域 沖縄県の区域内の海域をいう。		
(2) 内水域 沖縄県の区域内の河川及び湖沼をいう。		
(3) 海域等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャーボートを利用している者、漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。		
(4) 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。		
(5) 潜水 水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。		
(6) 遊泳者 遊泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのない遊泳器具をその本来の用い方に従って用いている者をいう。		
(7) 海水浴場 特定の海域において遊泳する者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が遊泳のため利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜をいう。		
(8) 動力船 機関を用いて推進する船舶をいう。		
(9) 帆船 帆を用いて推進する船舶をいう。		
(10) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものとして公安委員会規則で定めるものをいう。		
(11) スノーケリング スノーケルを用いて、遊泳することをいう。		
(県の責務)		
第3条 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。		
2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。		
3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の支援を行うものとする。		
4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。		
(海域等利用者等の責務)		
第4条 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のための遊泳、潜水等及びプレジャーボートの利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。		
2 県民は、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を採るよう努めるものとする。		
3 県民は、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。		
第2章 海水浴場		
(海水浴場開設の届出)		
第5条 海水浴場を開設しようとする者は、開設しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。		

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 海水浴場の名称
- (3) 海水浴場の区域
- (4) 海水浴場を公衆の利用に供する期間
- (5) 海水浴場に設ける施設、設備等の概要
- (6) 海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要

3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 第21条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合には、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。)
- (4) 第21条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条(第12条第3項及び第14条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止又は中止の届出をした者(廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。)で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

(変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る海水浴場を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して5日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

(国の機関等の特例)

第7条 国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が海水浴場を開設しようとするときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。通知に係る海水浴場を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときも同様とする。

(海水浴場開設者の事故防止等の措置)

第8条 第5条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者(以下「海水浴場開設者」という。)は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 救命浮輪、ロープ、救命ボート等の救命用具を備えること。
- (4) 水難事故を防止するために必要な監視人を置くこと。
- (5) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置くこと。この場合において、水難救助員は、監視人を兼ねることができる。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- (7) 水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。

2 海水浴場開設者は、前項第1号から第3号までに規定するもののほか、公安委員会規則で定める設備等の整備に努めなければならない。

第3章 遊泳区域

(遊泳区域の指定)

第9条 公安委員会は、人の遊泳する海域又は内水域において、遊泳者と動力船又は帆船とが混在している場合に、遊泳者と動力船又は帆船との衝突等による遊泳者に係る事故を防止するため必要があると認めるときは、特定の区域を、期間を定め、遊泳者が動力船又は帆船と衝突等による危害を受けることなく遊泳を行うことのできる遊泳区域(以下「遊泳区域」という。)として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による遊泳区域の指定に当たっては、関係市町村及び漁業協同組合その他遊泳区域の指定に関して利害を有するものの意見を聴かなければならない。

3 何人も、第1項の遊泳区域において動力船又は帆船を航行させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 警察用船舶が遊泳者に係る水難事故を防止するため航行する場合その他官公署の行政目的遂行のため必要がある場合
- (2) 水難事故が発生した場合において当該救助活動に従事するため必要がある場合
- (3) 遊泳者に係る事故の防止のために必要と認められる場合
- (4) 船舶の衝突その他船舶交通の危険を回避するためやむを得ず遊泳区域に進入する場合
- (5) 第11条第1項の規定により届出をした催物に参加するため必要がある場合

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨を県公報で告示するとともに、公安委員会規則で定める標識を設置しなければならない。

5 何人も、みだりに前項に規定する標識を移動し、又は損壊してはならない。

(警察官の指示)

第10条 警察官は、前条第3項の規定に違反して動力船又は帆船を航行させている者に対し、当該違反行為を中止すること又は当該違反行為に伴い発生した危険を除去するため必要な措置を採ることを指示することができる。

第4章 催物の開催

(催物の開催の届出)

第11条 海域又は内水域において、広告その他の方法により公衆を集め観覧させる目的で、ボート競争、ヨット競争、ボードセーリング競争、水泳競技、花火大会その他の催物(以下「催物」という。)を開催しようとする者は、開催しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 催物の目的
- (3) 催物を開催する場所及び日時
- (4) 催物の形態
- (5) 事故防止のために採る措置の概要

3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する催物のうち、公安委員会規則で定めるものについては、届出を要しないものとする。

(海水浴場開設者の規定の準用)

第12条 第5条第3項の規定は、前条第1項の催物を開催しようとする者について準用する。この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「催物を開催させ」と読み替えるものとする。

3 第6条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第6条中「前条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「海水浴場を廃止」とあるのは「催物の開催を中止」と、「その日から起算して5日以内」とあるのは「開催する日の前日まで」と読み替えるものとする。

4 第7条の規定は、国の機関等が前条第1項の規定による催物を開催しようとする場合について準用する。この場合において、第7条中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、「第5条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「海水浴場を廃止」とあるのは「催物の開催を中止」と読み替えるものとする。

5 前条第3項の規定は、国の機関等が同条第1項の規定による催物を開催しようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「届出」とあるのは、「通知」と読み替えるものとする。

第5章 プレジャーボート提供業者等

(事業の届出)

第13条 次に掲げる事業を営もうとする者は、事業を営もうとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業
- (2) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートをけい留し、又は保管する事業
- (3) 特定の海域又は内水域において潜水をしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、潜水をさせる事業
- (4) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事業に係る設備等を設置する場所(以下「事業所」という。)の所在地
- (3) 事業を営もうとする期日(一定の期間に限り事業を営もうとする者にあっては、当該期間)
- (4) 事業形態及び方法
- (5) 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するために採る措置の概要

(海水浴場開設者の規定の準用)

第14条 第5条第3項の規定は、前条第1項の事業を営もうとする者について準用する。この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設して」とあるのは「事業を営んで」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「事業を営ませ」と読み替えるものとする。

3 第6条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。

この場合において、第6条中「前条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「海水浴場」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

4 第7条の規定は、国の機関等が前条第1項第1号又は第2号の事業を営もうとする場合について準用する。この場合において、第7条中「海水浴場を開設しよう」とあるのは「事業を営もう」と、「第5条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「通知に係る海水浴場」とあるのは「通知に係る事業」と読み替えるものとする。

(プレジャーボート提供業者等の事故防止等の措置)

第15条 第13条第1項の規定により同項第1号の事業に係る届出をした者(以下「プレジャーボート提供業者」という。)は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 波が高い場合又は高くなるおそれがある場合その他プレジャーボートの航行に危険があると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) プレジャーボート利用者(プレジャーボート提供業者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者をいう。以下同じ。)が酒に酔った状態その他プレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。
- (3) 水難救助を行うための水難救助員を置くこと。
- (4) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。

- (5) プレジャーボート利用者に対し、風波及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (6) プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (7) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 プレジャーボート提供業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。
- (1) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
- (2) プレジャーボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を整備すること。
- (3) プレジャーボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置を採るとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) プレジャーボート提供業者の事業に従事する者及び水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。
- 3 前2項の規定は、第14条第4項において準用する第7条の規定により第13条第1項第1号の事業に係る通知をした者について準用する。
(マリナー業者等の事故防止等の措置)
- 第16条 第13条第1項の規定により同項第2号の事業に係る届出をした者(以下「マリナー業者」という。)は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。
- (1) マリナー利用者(マリナー業者が事業の用に供する設備等にけい留し、又は保管しているプレジャーボートを利用する者をいう。以下同じ。)に対し、風波及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (2) マリナー利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (3) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリナー利用者に遵守させること。
- (4) マリナー利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を整備すること。
- (5) マリナー利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置を採るとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- 2 前項の規定は、第14条第4項において準用する第7条の規定により第13条第1項第2号の事業に係る通知をした者について準用する。
(潜水業者の事故防止等の措置)
- 第17条 第13条第1項の規定により同項第3号の事業に係る届出をした者(以下「潜水業者」という。)は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者(潜水業者の案内を受け、潜水をする者をいう。以下同じ。)を案内し、及び指導する者(以下「ガイドダイバー」という。)を置くこと。
- (2) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがある潜水具を潜水者に使用させないようにするとともに、潜水具を潜水者に使用させるに当たっては、これが正常に機能するかどうかについて事前に点検を行うこと。
- (3) 潜水者が酒に酔った状態その他正常な潜水ができない状態にあるとき、又は潜水技術が未熟で安全な潜水を行うことができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (4) 潜水者に危険が生ずるおそれがある場所において潜水をさせないこと。
- (5) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、これに住所及び氏名その他必要な事項を記載すること。
- (6) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 潜水業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。
- (1) 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。
- (2) 潜水者に水難事故等の非常事態が発生した場合において、事業所又は案内に用いる船舶に緊急連絡することができるような通信手段を整備すること。
- (3) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (4) ガイドダイバーの知識及び能力の向上を図ること。
(潜水業者の規定の準用)
- 第18条 前条の規定は、第13条第1項の規定により同項第4号の事業に係る届出をした者(以下「スノーケリング業者」という。)について準用する。この場合において、前条中「潜水業者」とあるのは「スノーケリング業者」と、「潜水者」とあるのは「スノーケリング者」と、「ガイドダイバー」とあるのは「スノーケリングガイド」と、同条第1項第1号中「自ら潜水」とあるのは「自ら同伴」と、「潜水をする者」とあるのは「スノーケリングをする者」と、同項第2号中「潜水具」とあるのは「スノーケリング器具」と、同項第3号中「正常な潜水」とあるのは「正常なスノーケリング」と、「潜水技術」とあるのは「スノーケリング技術」と、「安全な潜水」とあるのは「安全なスノーケリング」と、「その者に潜水」とあるのは「その者にスノーケリング」と、同項第4号中「潜水を」とあるのは「スノーケリングを」と、同条第2項第1号中「潜水上」とあるのは「スノーケリング上」と読み替えるものとする。
(プレジャーボート操船者の遵守事項)
- 第19条 プレジャーボート操船者(プレジャーボートをその本来の用い方に従って操縦している者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 海域及び内水域において、みだりに疾走させ、急転回させる等により、遊泳者その他の海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為
- (2) 水産動植物の養殖施設又は漁労中の定置されている漁具に接近する行為
- 2 プレジャーボート操船者は、プレジャーボート提供業者、マリナー業者又は第14条第4項において準用する第7条の規定により第13条第1項第1号若しくは第2号の事業に係る通知をした者が水難事故の防止のため定めた遵守事項並びに水難事故の防止のための指導及び助言に従わなければならない。
- 3 プレジャーボート操船者は、そのプレジャーボートの航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置を採るとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に当該事故の概要及び採った措置について報告しなければならない。

- 第20条 公安委員会は、第13条第1項の届出をした者(以下「海域レジャー業者」という。)が第15条第1項第1号から第6号まで又は第17条第1項第1号から第5号まで(これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる措置を採っていない場合において、水難事故を防止し、又は水難事故発生時における人命救助を図るため必要があると認めるときは、当該海域レジャー業者に対し、当該措置を採るよう勧告することができる。
- 2 公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による勧告(第15条第1項第5号及び第6号に係るものを除く。)を受けた者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を採るべきことを指示することができる。
- 4 警察官は、海域レジャー業者が第15条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第5号まで(これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる措置を採っていない場合において、プレジャーボート利用者、潜水者及びスノーケリング者の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海域レジャー業者に対し、応急の措置を採るよう指示することができる。
- (事業の停止等)
- 第21条 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レジャー業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第12条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、海域レジャー業者が第14条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、事業の廃止を命ずることができる。
- (聴聞の特例)
- 第22条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例(平成7年沖縄県条例第28号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 第7章 雑則
- (安全対策優良海域レジャー提供業者の指定)
- 第23条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー業者(以下「海域レジャー提供業者」という。)のうち、遊泳者その他の海域等利用者に係る安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、1年を超えない範囲で期間を定めて、安全対策優良海域レジャー提供業者として指定することができる。
- 2 公安委員会は、前項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者を指定した場合には、その旨を文書により通知するとともに、公安委員会規則で定める安全対策優良標示を交付するものとする。
- 3 安全対策優良海域レジャー提供業者は、安全対策優良標示を事業所の見やすい場所(海水浴場にあつては、海水浴場内の見やすい場所)に掲示するものとする。
- 4 公安委員会は、第1項の規定により指定した安全対策優良海域レジャー提供業者について、調査した結果、公安委員会規則で定める基準に適合していないことが明らかになったときは、指定を取り消すことができる。
- 5 前項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者の指定を取り消された者は、交付を受けた安全対策優良標示を、公安委員会に返還しなければならない。
- 6 公安委員会は、第1項の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定又は第4項の規定による指定の取消しをした場合には、県公報でその旨を告示するものとする。
- (指導)
- 第24条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止するため必要があると認めるときは、海域レジャー提供業者に対し、必要な指導を行うことができる。
- (講習)
- 第25条 公安委員会は、水難救助に係る知識及び能力の向上を図るため、水難救助員に対する講習を行うことができる。
- 2 公安委員会は、潜水に係る知識及び能力の向上を図るため、ガイドダイバーに対する講習を行うことができる。
- 3 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び能力の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。
- 4 公安委員会は、公安委員会規則で定める者に、前3項の講習の実施を委託することができる。
- (海域等の状況の調査)
- 第26条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、海域及び内水域の状況その他必要な事項について調査を行うことができる。
- 2 公安委員会は、前項の規定により調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その調査の結果を海域レジャー提供業者に通知するものとする。
- (海上安全指導員)
- 第27条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の安全を図るための指導及び啓発を行わせるため、公安委員会規則で定めるところにより、海上安全指導員を委嘱することができる。
- (海上安全指導員協議会)
- 第28条 海上安全指導員は、公安委員会規則で定める区域ごとに、海上安全指導員協議会を組織するものとする。

2 海上安全指導員協議会は、海上安全指導員が行う活動の方針を定め、当該海上安全指導員がその任務を能率的に遂行できるよう必要な連絡及び調整を行うものとする。

(立入調査)

第29条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、海域レジャー提供業者の事業所に立ち入り、水難事故の防止等の措置状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第4項(第12条第2項及び第14条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第9条第5項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項第1号の規定に違反した者

(4) 第19条第3項に規定する負傷者の救護の措置を採らなかった者

(5) 第21条の規定による命令に違反した者

(6) 常習として次条第1項の罪を犯した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条又は第20条第4項の規定に基づく警察官の指示に従わなかった者

(2) 第15条第1項第7号又は第17条第1項第6号(第18条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(3) 第20条第3項の規定に基づく公安委員会の指示に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者

(2) 第11条第1項、第12条第3項、第13条第1項又は第14条第3項の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

(3) 第12条第3項又は第14条第3項の規定による届出をしなかった者

(4) 第13条第1項の規定による届出をしないで事業を営んだ者

(5) 第29条第1項の規定による海域レジャー業者の事業所に対する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第7章の規定は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定の海域及びこれに接続する海浜において海水浴場を開設している者又は第11条第1項各号に掲げる事業を営んでいる者については、この条例の施行の日から3月を経過する日(その日以前に第3条第1項若しくは第11条第1項の規定による届出又は第5条(第12条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による通知をした場合にあっては、その届出又は通知をした日)までの間は、第3条第1項若しくは第11条第1項又は第5条の規定は、適用しない。

3 前項の規定により、届出又は通知をしないで海水浴場を開設している者又は第11条第1項各号に掲げる事業を営んでいる者は、海域レジャー提供業者とみなして第13条、第14条、第15条、第17条、第19条、第21条第2項及び第24条の規定を適用する。

附 則(平成6年12月27日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項第4号に掲げる事業に該当する事業を営む者については、この条例の施行の日において改正後の条例第18条のスノーケリング業者とみなして、同条の規定により読み替えて準用する改正後の条例第17条第1項第2号から第4号まで及び第6号並びに同条第2項第1号並びに改正後の条例第24条、第26条第2項及び第29条の規定を適用する。

3 前項の規定によりスノーケリング業者とみなされる者は、改正後の条例第13条第1項第4号の事業に関し同号の事業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業を営もうとする日の10日前」とあるのは、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年沖縄県条例第21号)の施行の日から6月を経過する日」とする。

4 改正後の条例第25条第3項の講習は、この条例の施行の日においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則(令和7年3月31日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4

年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
-